

Ⅱ 児童相談所 概要

- 1 児童相談所の業務
- 2 相談の流れ
児童虐待対応の流れ図
- 3 相談の種類と内容
- 4 援助の種類と内容

1 児童相談所の業務

児童相談所は、児童福祉法（以下「法」という。）第12条に基づく児童福祉の専門的行政機関で、都道府県・政令指定都市に設置義務があり、当『子ども総合センター』は、北九州市内を管轄する「児童相談所」の機能を備えています。児童が心身ともに健やかに育成されるよう主として次の業務を行っています。

相 談

児童の福祉に関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じます。

調査・診断・判定

児童福祉司、児童心理司、医師等の専門職員が、子どもや家庭等の問題について調査や診断をします。また、診断に基づいた各種の認定も行っています。

指導・治療

在宅の場合には、助言や継続指導等のほか、行政処分である「措置による指導」も行います。また、必要に応じて、箱庭療法や家族療法、カウンセリングその他の心理治療を行います。

一時保護

緊急に児童の保護が必要な場合、適切な援助指針を定めるため行動観察を行う必要がある場合、また児童の指導上、短期の入所保護により生活指導・心理治療等が必要な場合、子どもを短期間家庭から離し、一時保護を行います。

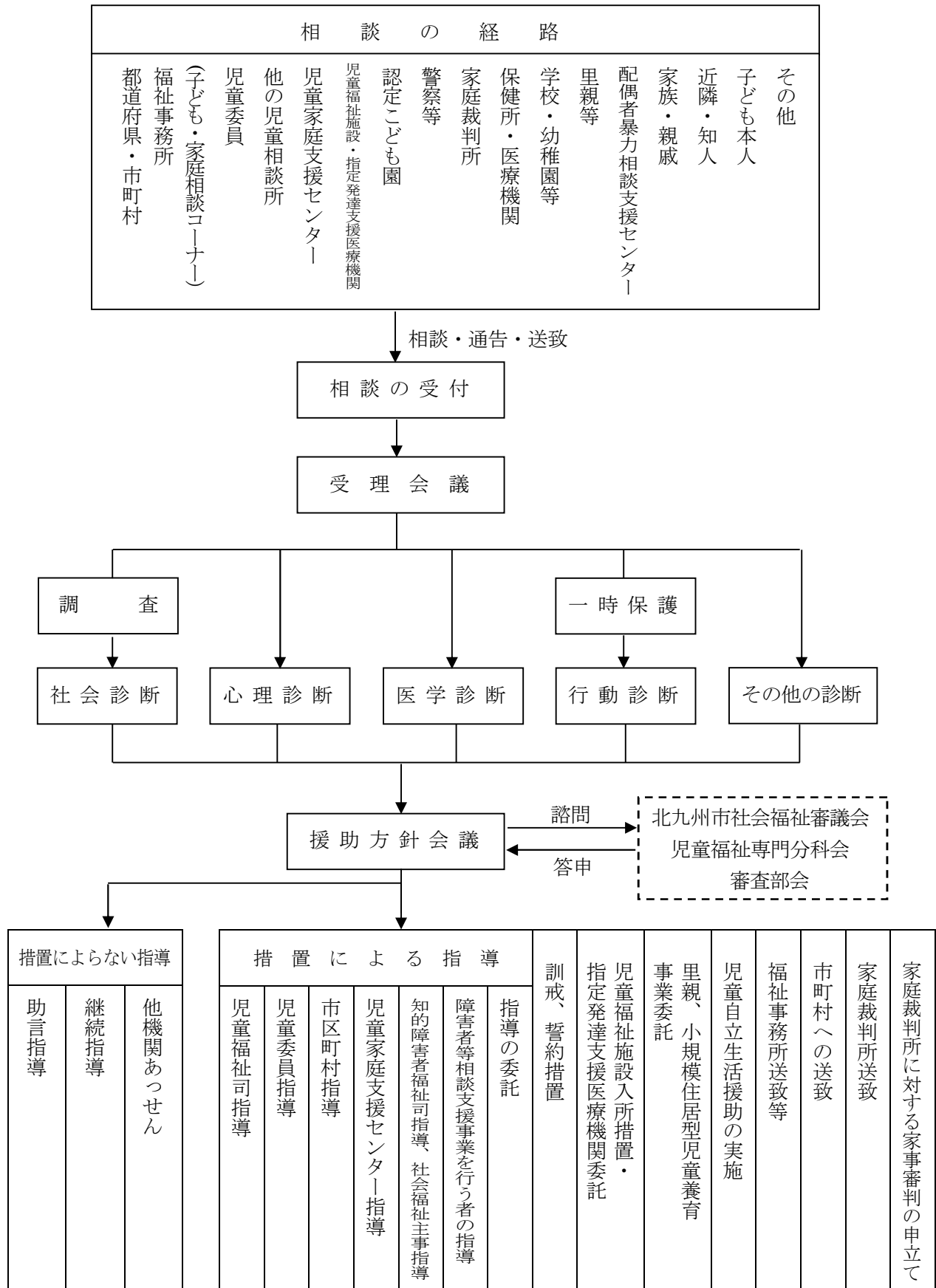
施設措置等

長期にわたる訓練が必要な場合や家庭で養育することが困難な場合に、保護者の同意を得て、児童を児童福祉施設に入所又は通所させたり、里親等に委託します。

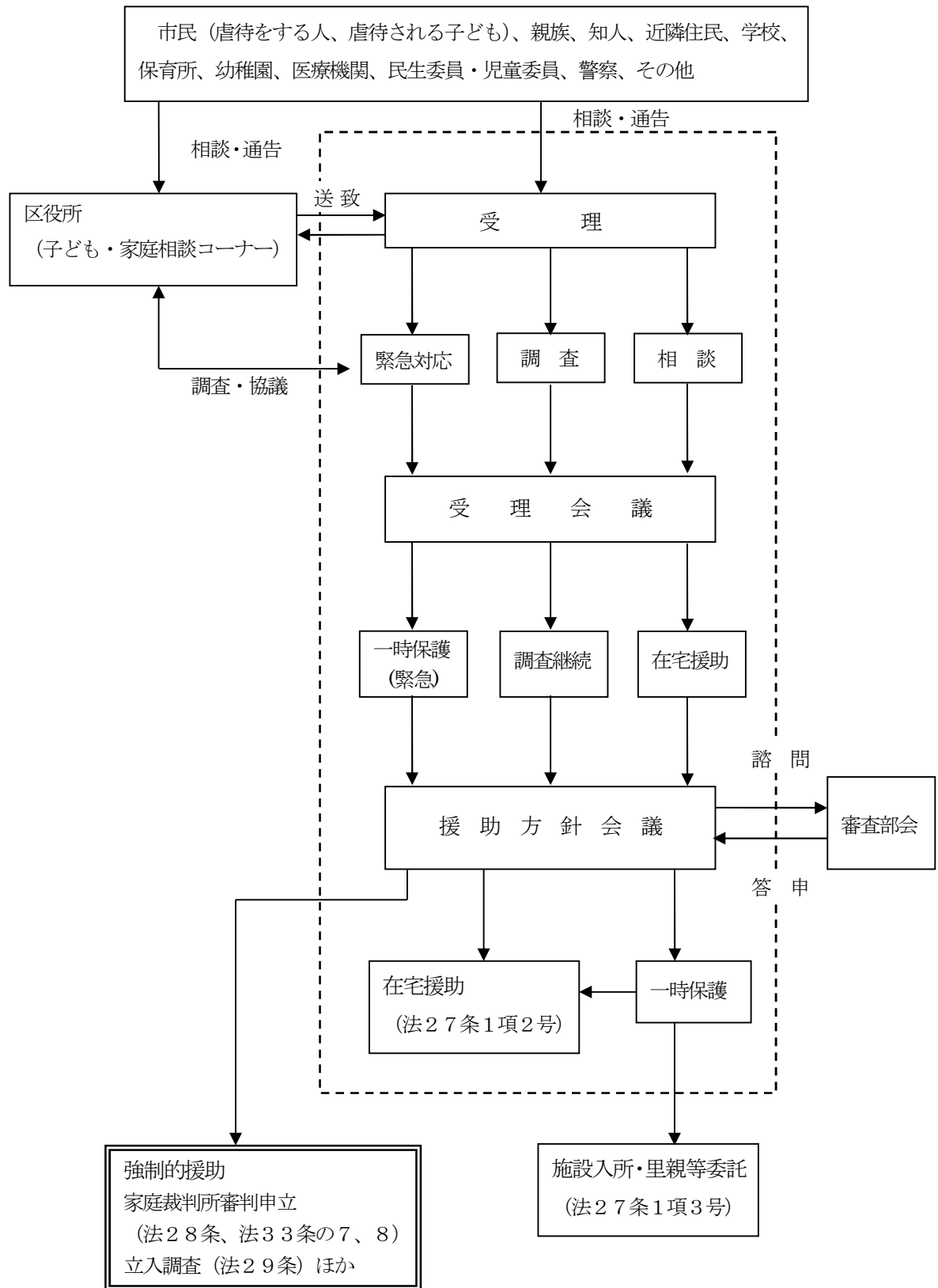
強制的援助

児童虐待等により家庭で児童を育てることが不相当と判断され、保護者が施設措置に同意しない場合などでは、保護者の意思に反して児童を保護するためにいくつかの権限があります。

2 相談の流れ



児童虐待対応の流れ図



注) ----- 線内が児童相談所の動き、==== 線内が児童虐待での特別な対応

3 相談の種類と内容

児童相談所は、児童に関するあらゆる相談を受けますが、統計整理の都合上、次のように相談の内容を分類しています。

相談の種類		主な内容
養 護 相 談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 ・性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 ・心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 ・保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談	保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠如多動性障害等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。

育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談。

(厚生労働省『児童相談所運営指針』令和5年3月改定版による)

4 援助の種類と内容

受付けた相談については、調査・判定や必要に応じて一時保護を行って問題の解決にあたりますが、その援助の方法を次のように分類しています。

援助の種類		内 容	
在 宅 指 導 等	措置によらない指導	助言指導	1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うもの。
		他機関あつせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びにひとり親家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例については、子どもや保護者等の意向を確認の上、当該機関にあつせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して行う。
		市町村指導	子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援を行う。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		知的障害者福祉司指導・社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
		障害者等相談支援事業を行う者による指導	障害児及びその保護者であつて地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害者等相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		指導の委託	当該指導を適切に行うことができる者に指導を委託することができる。
訓戒・誓約措置	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行う。		
児童福祉施設入所措置 指定発達支援医療機関委託	家庭環境や本人の行動上の問題、心身障害などのため一定期間保護、療育、訓練を必要とする子どもを児童福祉施設に入所(通所)させ又は指定医療機関に委託する。		
里親・小規模住居型 児童養育事業委託	家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。		
児童自立生活援助の実施	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども等を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行う。		
市町村送致	児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、調査及び指導を行うこと、その他の支援を行うことを要すると認める者について、市町村に送致する。		
福祉事務所送致等	15歳以上の子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合等に、福祉事務所に送致、報告又は通知する。		
家庭裁判所送致	触法少年及びぐ犯少年について、子どもの最善の利益や専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で適当と認められる場合、家庭裁判所の審判に付することが適当である子どもの行動の自由を制限したり、強制的措置を必要とする子ども等を家庭裁判所に送致したりする。		
家庭裁判所に対する 家事審判の申し立て	保護者の意に反して施設入所を行う場合等の承認に関する審判の申立て、親権喪失宣告の請求及び保全処分等の申立て、未成年後見人の選任・解任の請求等を行う。		
そ の 他	上記のいずれにも該当しない処遇		